

高知市男女共同参画 推進プラン2026(案)

令和7年12月
(パブリック・コメント用)

【お問い合わせ・ご意見の提出先】

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号
高知市 市民協働部 人権同和・男女共同参画課
電話 088-823-9449 FAX 088-823-9351
E-mail kc-101800@city.kochi.lg.jp

ご意見の提出メ切は令和8年1月26日(月)(必着)

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景	1
2 国や高知県の動向	2
3 高知市の現状	3
(1) 取組成果の状況 ～市民意識調査～	3
(2) 今後の課題	14
第2章 計画の基本的な考え方	
1 めざす将来像	15
2 基本理念	15
3 「プラン2026」の計画の位置づけ	15
4 計画の期間	16
第3章 計画の内容	
体系図	17
1 多様性を尊重し、誰もが平等に参画できる社会をつくりましょう	18
2 誰もが能力を発揮し、いきいきと活躍できる社会をつくりましょう	21
3 ジェンダーに基づく生きづらさが解消された社会をつくりましょう	24
第4章 計画の推進	27
〈 資料編 〉	
これだけは知っておこう!用語解説	29
○ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	32
○ 男女共同参画社会基本法	35
○ 高知県男女共同参画社会づくり条例	38
○ 男女がともに輝く高知市男女共同参画条例	40
男女共同参画に関する年表	43

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国においては、国際社会の取組とも連動しながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

1999年(平成11年)に男女共同参画社会基本法を制定し、翌2000年(平成12年)には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、その後も関係法令の整備等を進めてきています。

2001年(平成13年)施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)は2023年(令和5年)に改正が行われ、言葉や態度で相手を追い詰める精神的DV被害についても保護命令の対象となるほか、保護命令期間の延長や命令違反への厳罰化等、保護と防止の強化が図られました。

2015年(平成27年)には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定され、女性活躍を促すために企業が行うべき事業主行動計画の策定が義務付けられました。その後何度かの改正を経て、2025年(令和7年)には、当初同年度末までであった期限が2035年(令和17年)度末まで延長されることとなりました。

2018年(平成30年)には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等になることをめざして行われること等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。また、同年6月には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などの措置を講ずることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。

2022年(令和4年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)が制定(2024年(令和6年)施行)され、女性が日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることにより直面する課題への支援が法制化されました。

こうした国レベルでの取組に合わせ、地方自治体においてもそれぞれ取組が進められています。

しかしながら、わが国における固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度は依然として根強く残っており、また、今後の社会の高齢化や人口減少の本格化といった状況の変化やそれに伴う課題に対応していく上でも、さらなる取組の強化が必要とされています。

そのため、本市においては、後述する国や高知県の動向も踏まえた男女共同参画社会の実現に向けた取組を引き続き推進するため、現行の「高知市男女共同参画推進プラン2021」を改定し、「高知市男女共同参画推進プラン2026」(以下「プラン2026」という。)を策定します。

2 国や高知県の動向

国では、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づき策定される「第6次男女共同参画基本計画」において、その基本的な方針が次のとおり示されています。

<基本的な方針>

1 男女共同参画基本計画のめざすべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化

(1) 社会構造の動向・変化

- ① 人口減少、世帯構成の変化等
- ② 就業・生活の在り方
- ③ ビジネス・地域経営の動向・変化

(2) 意識・価値観の動向・変化

- (3) テクノロジーの急速な進展・進化
- (4) 安全・安心に影響を与える様々な要因
- (5) 国際的な潮流

3 6次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等

- ・ 女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めるといふ考えの下、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組などを強化しながら取り組む。
- ・ ジェンダー主流化を推進し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進めていく必要がある。

高知県においても、「男女共同参画社会基本法」「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づく、「こうち男女共同参画プラン」を、平成13年の策定以降、5年毎に改定しています。

2026年度（令和8年度）から5か年を計画期間とする「こうち男女共同参画プラン」（2026～2030）では、取組の柱に新たに「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」を追加し、取組の方向にも新たに「共働き・共育て」の県民運動の推進と意識改革、ハラスメント防止対策の促進を追加するほか、困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援計画を一体的に策定することとしています。

3 高知市の現状

(1) 取組成果の状況 ～市民意識調査～

国の取組に合わせ、本市においても2000年(平成12年)に「高知市男女共同参画推進プラン」を策定し、2005年(平成17年)には、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」(以下「条例」という。)を制定しました。その後も、5年毎のプランの改定を行いながら、取組を進めています。

しかしながら、これまでの取組の成果は十分なものとは言えず、令和6年度に実施した「男女共同参画に関する市民の意識調査」の結果をみても、依然として固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度が根強く残っていることが伺えます。

高知市男女共同参画に関する市民の意識調査 調査概要

- ・ 調査地域 高知市内全域
- ・ 調査対象 高知在住の満18歳以上の市民3,000人
(女性1,620人、男性1,380人)
- ・ 抽出方法 住民基本台帳マスターファイルより無作為抽出
- ・ 抽出日 令和6年10月23日
- ・ 調査方法 郵送及びWEB調査法
- ・ 調査期間 令和6年11月8日～令和6年11月28日
- ・ 有効回収数 872人(女性489人、男性366人、性別無回答17人)
- ・ 有効回収率 29.1%(女性30.19%、男性26.52%)
※年齢・性別不明を含めた回収率

<年代別性別回収状況>

年代	女性			男性		
	抽出数	回答数	回答率	抽出数	回答数	回答率
10代	32	4	12.50%	32	5	15.63%
20代	151	25	16.56%	157	22	14.01%
30代	169	47	27.81%	161	33	20.50%
40代	241	85	35.27%	230	51	22.17%
50代	270	74	27.41%	250	62	24.80%
60代	234	95	40.60%	206	81	39.32%
70代	264	95	35.98%	202	68	33.66%
80代以上	259	63	24.32%	142	44	30.99%
不明		1			-	
合計	1,620	489	30.19%	1,380	366	26.52%

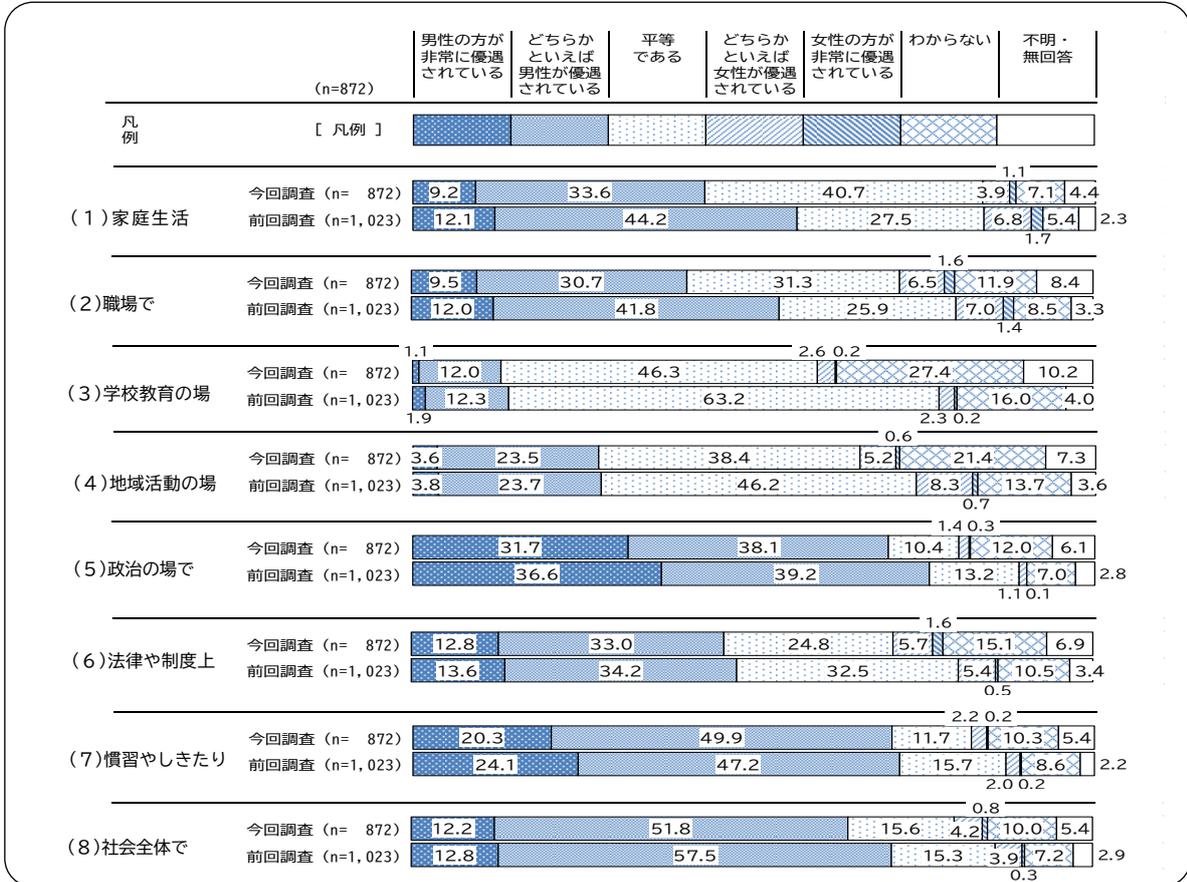
・注意事項

- 図表中の「n」(Number of samples の略)は、設問に対する回答者の総数を示しており、回答者の構成比(%)を算出するための基数である。
- 図表中の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入している。
- 数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えることがある。なお、複数回答を求める質問についての図表上の表記は、以下のとおりである。
「MA%」(Multiple Answer) = 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
「3LA%」(3 Limited Answer) = 回答選択肢のなかからあてはまるものを3つ以内で選択する場合
- 各設問の集計は、無回答を含めて集計している。
- グラフとして示したもののうち、回答数が0の場合は表示を省略している。

① 男女平等に関する意識

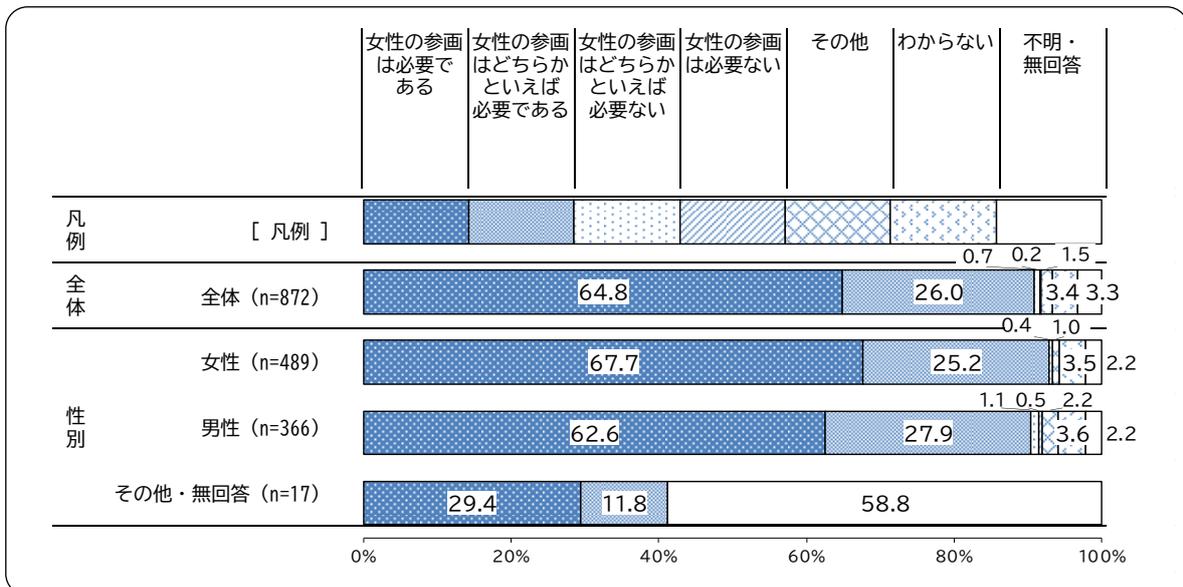
男女の平等感について、全体でみると『学校教育の場』で平等と回答している人が46.3%で最も高く、次いで『家庭生活』で平等と回答している人が40.7%で高くなっています。また、『職場』や『地域活動の場』で平等と回答している人の割合も3割以上となっており、身近な場では平等と感じている人の割合が高くなっています。

一方、『政治の場』『慣習やしきたり』『社会全体』では、『男性の方が非常に優遇されている』と『どちらかといえば男性が優遇されている』を合わせた『男性が優遇されている』が高くなっていて、『社会全体』で平等であると感じる人の割合は前回調査からあまり変化がなく、15.6%となっています。



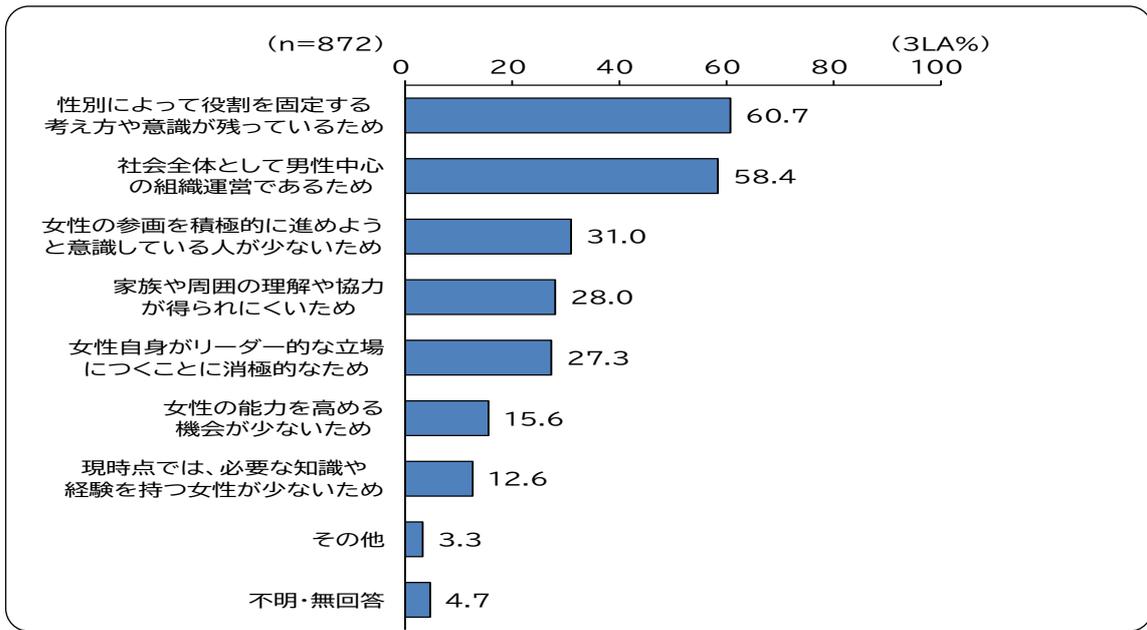
② 意思決定の場に女性が参画することについての考え

『女性の参画は必要である』『女性の参画はどちらかといえば必要である』を合わせた“必要”は男女ともに9割以上となっています。



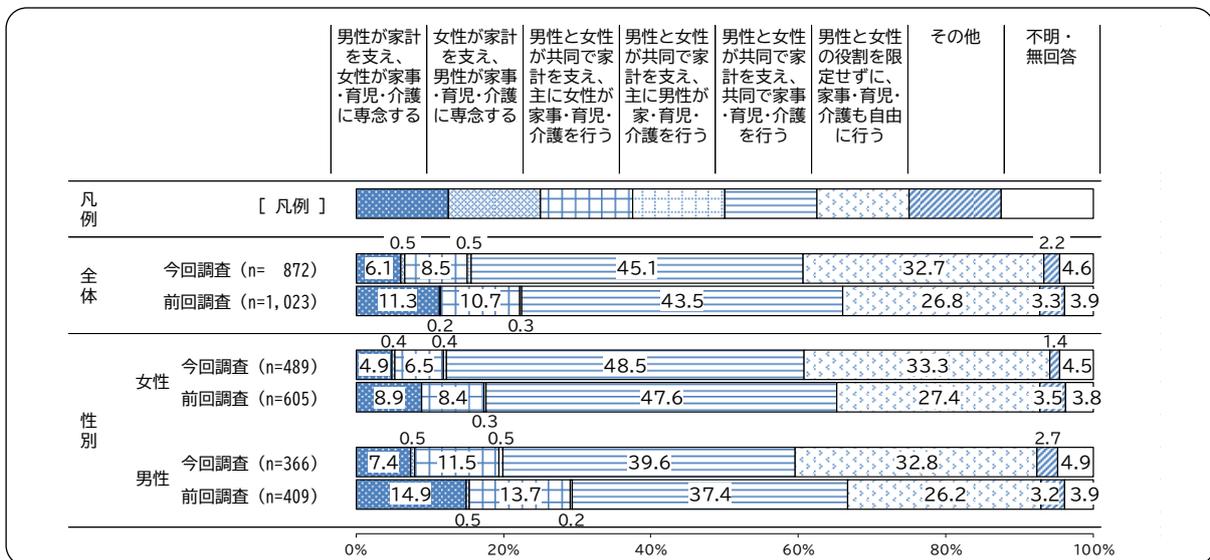
③ 意思決定の場に女性の参画が少ない理由

意思決定の場に女性の参画が少ない理由は『性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているため』との回答が60.7%と最も多くなっています。



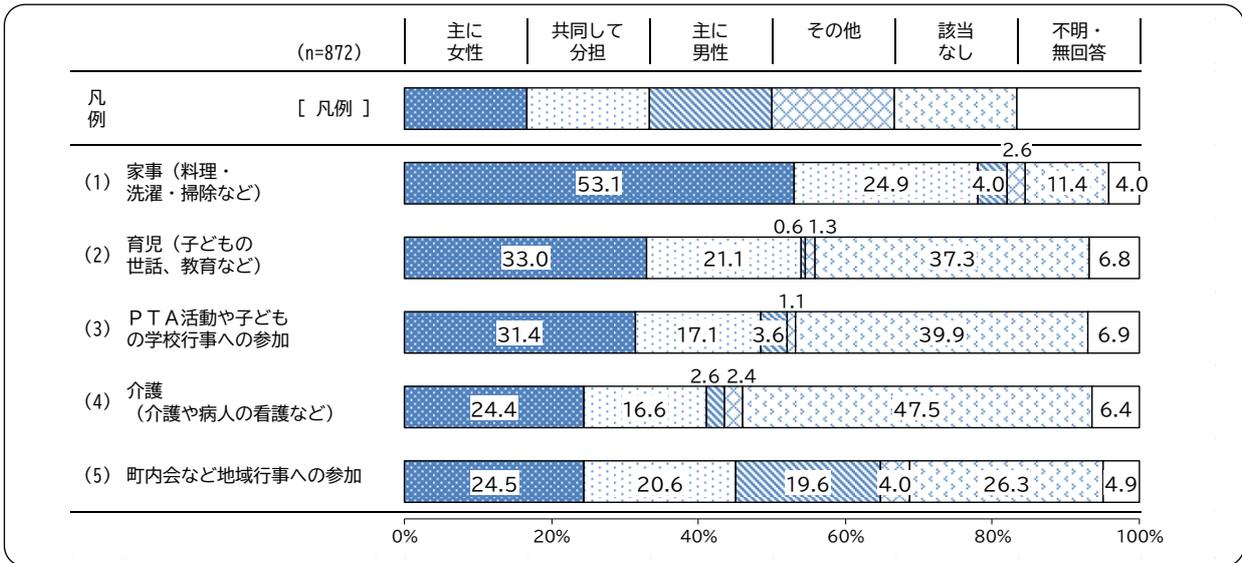
④ 理想とする家庭における男女の役割分担

家庭における男女の役割分担の理想についての回答を性別にみると、男女ともに『男性と女性が共同で家計を支え、共同で家事・育児・介護を行う』が最も多く(女性 48.5%、男 39.6%)、次に『男性と女性の役割を限定せずに家事・育児・介護も自由に行う』が多く(女性 33.3%、男性 32.8%)なっています。いずれの回答も女性の方が男性よりも割合が高くなっていますが、男女の差は、前回調査よりも縮まっています。



⑤ 実際の家庭における役割分担

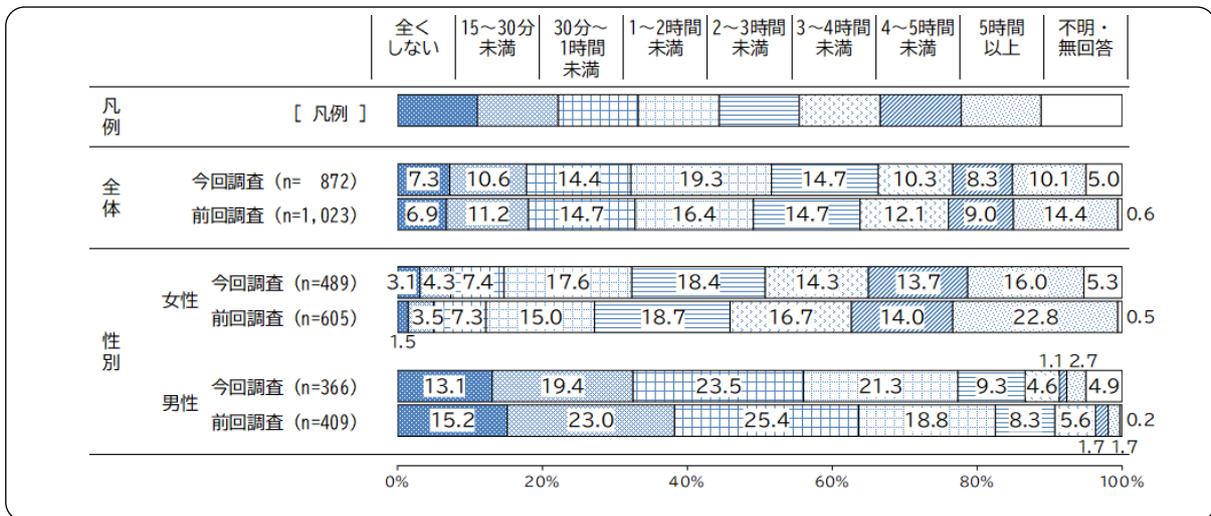
いずれの家庭の役割についても、『主に女性』の割合が多く、中でも『家事(料理・洗濯・掃除など)』が53.1%と最も多くなっています。



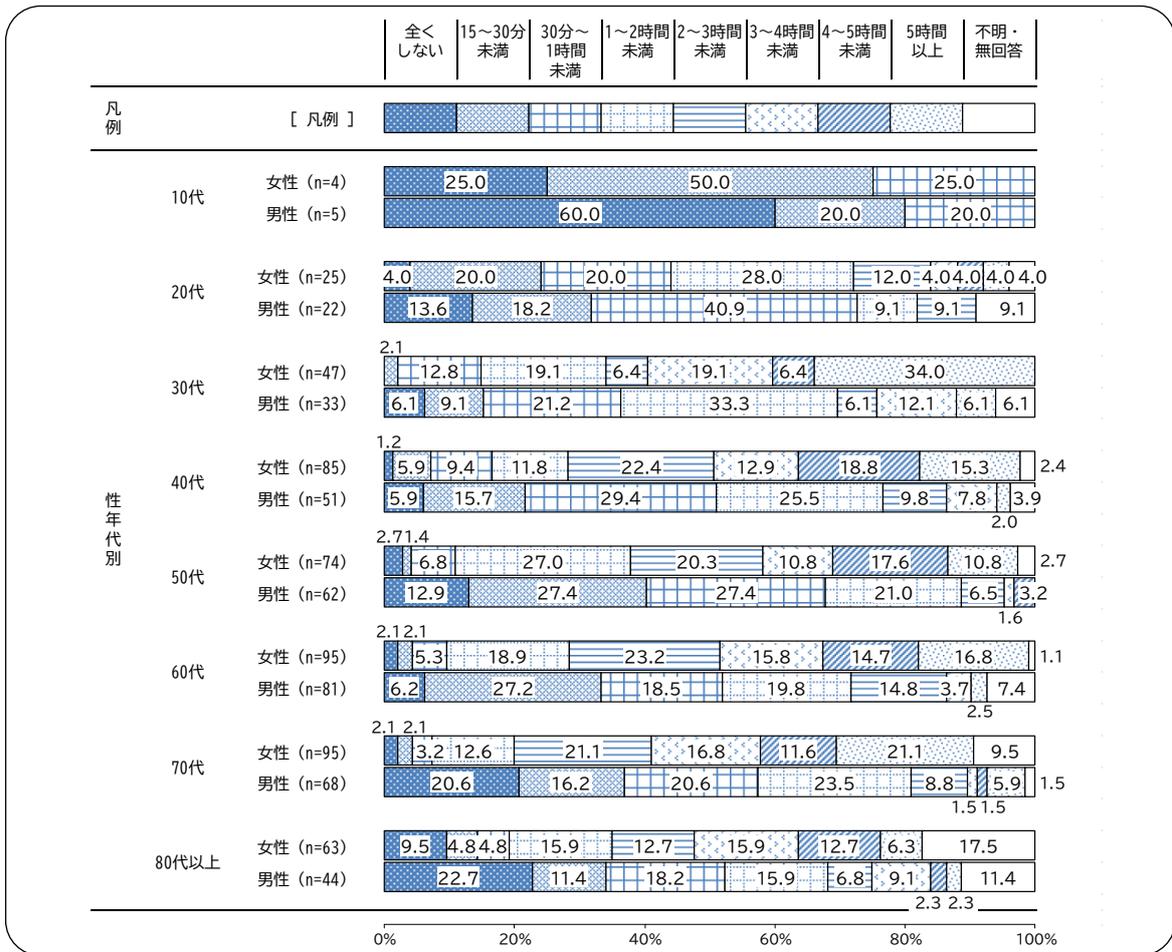
⑥ 1日の家事関連時間

1日の家事、育児、介護などの時間について性別にみると、『2時間以上』の女性が7割以上、『2時間未満』の男性が6割以上だった前回調査と比較するとその差は縮まっていますが、女性は2時間以上が6割以上、男性は2時間未満の合計が5割以上を占めています。また、30代女性や未就学児・小学生のいる家庭の家事関連時間が長い状況となっています。

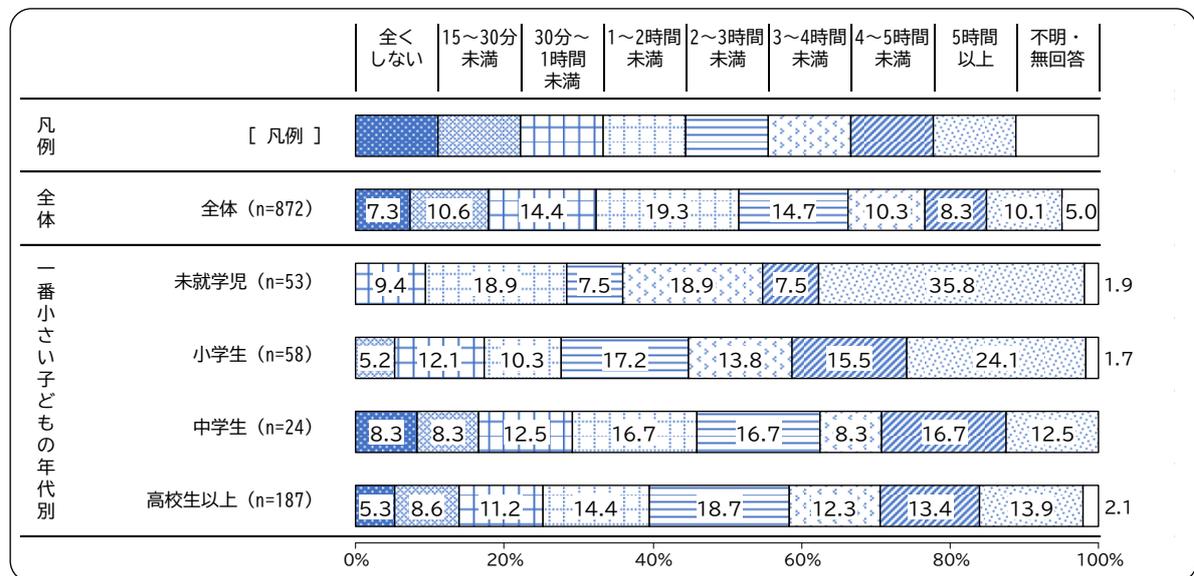
・ 性別



・ 性年代別

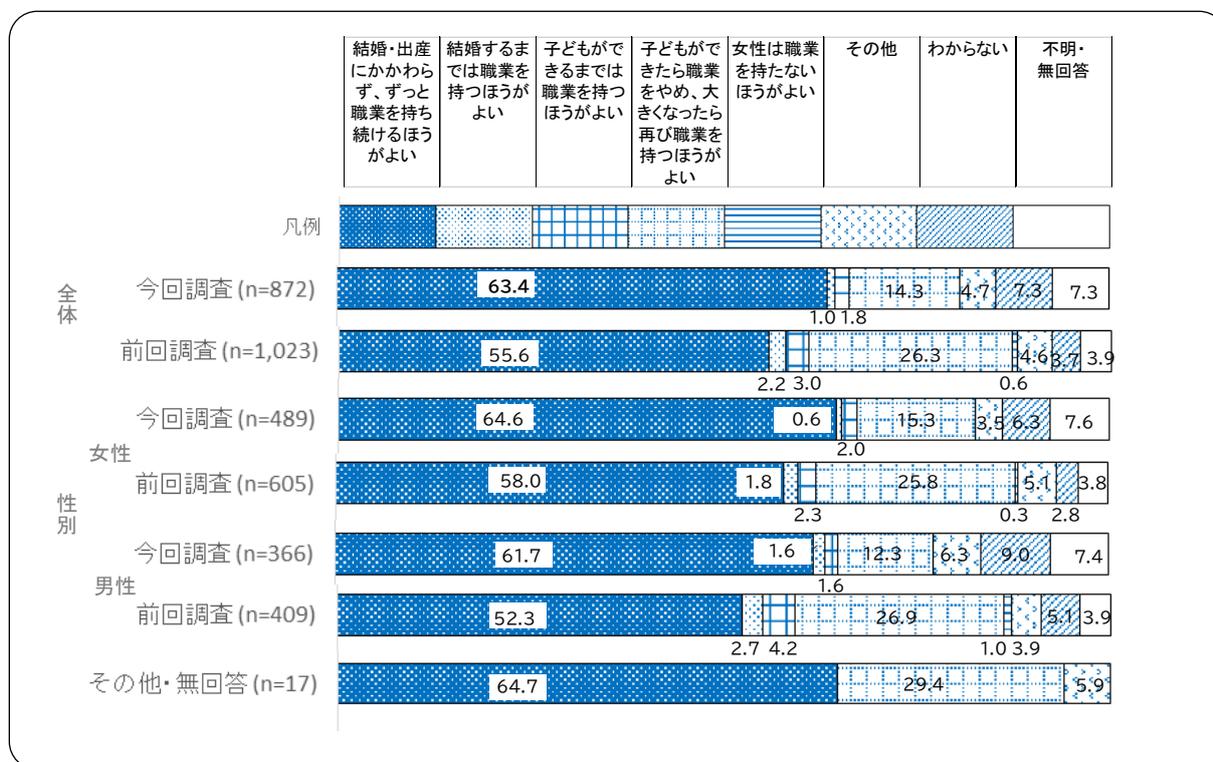


・ 一番小さい子どもの年代別



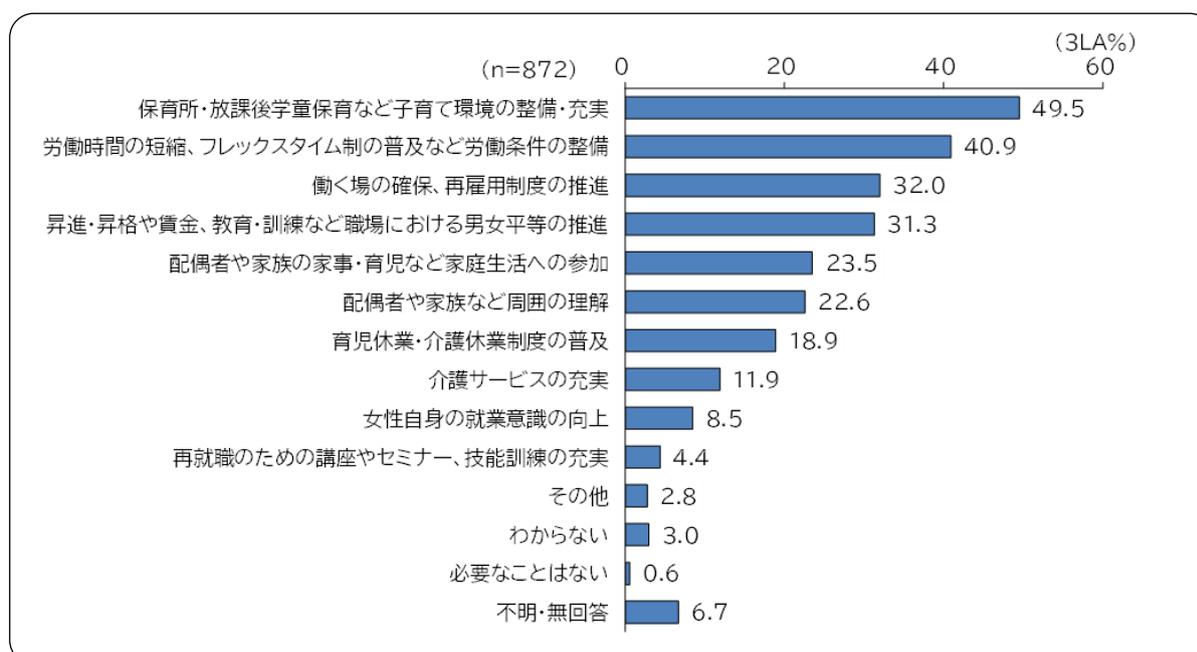
⑦ 望ましい女性の働き方

男女ともに『結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持ち続けるほうがよい』が最も多く(女性 64.6%、男性 61.7%)になっており、次に多い『子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい』(女性 15.3%、男性 12.3%)を大きく上回っています。



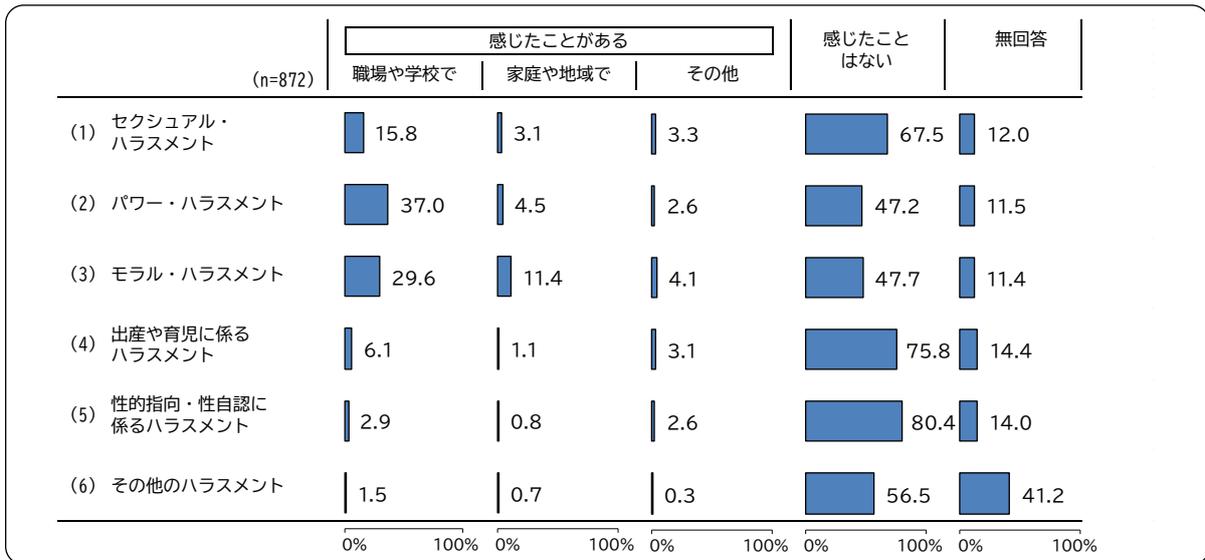
⑧ 女性の就労継続・再就職のために必要だと思うこと

『保育所・放課後学童保育など子育て環境の整備・充実』が 49.5%と最も高く、次いで『労働時間の短縮、フレックスタイム制度の普及など労働条件の整備』(40.9%)と高くなっています。



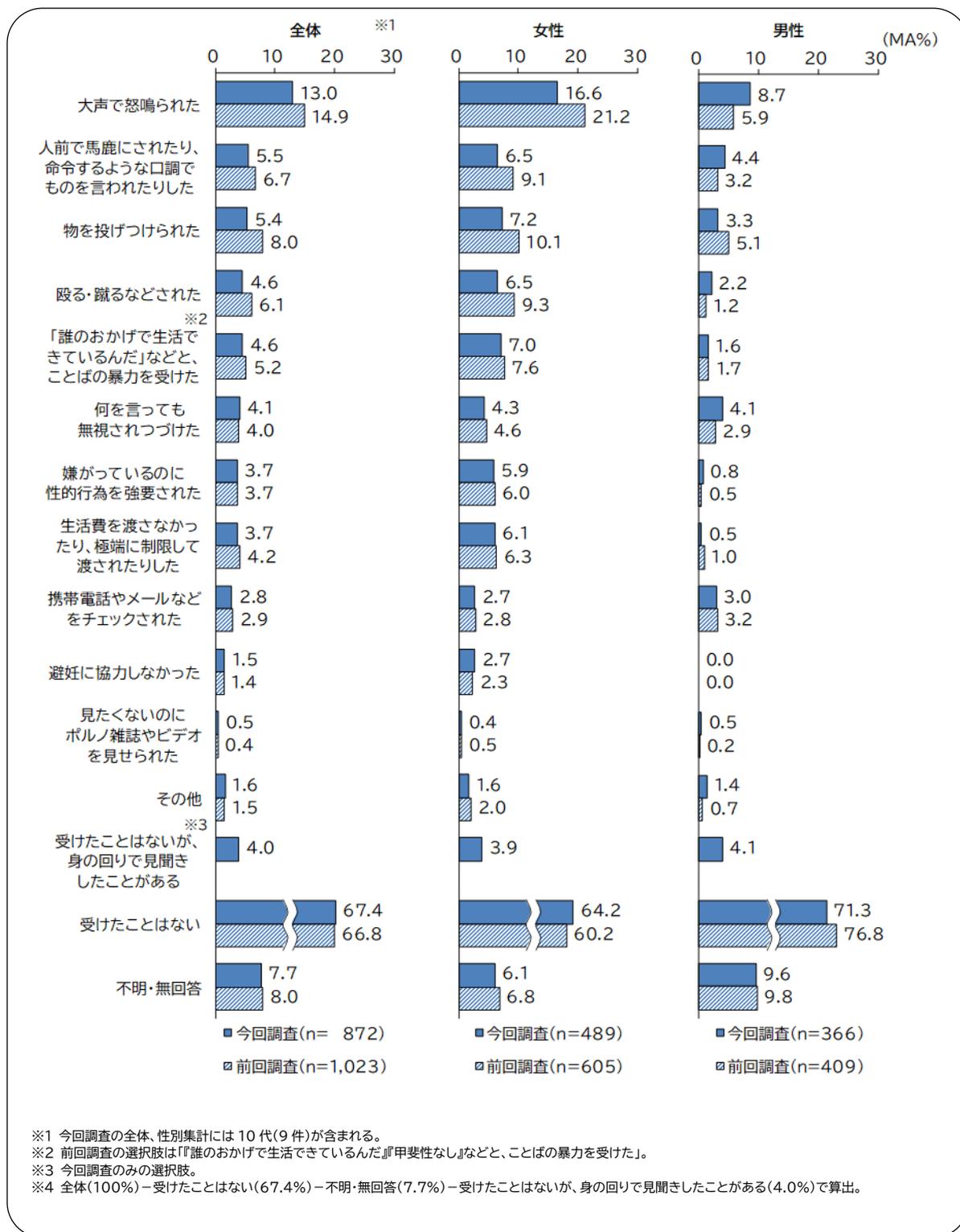
⑨ ハラスメントを受けた経験

パワー・ハラスメントとモラル・ハラスメントを『感じたことがある』は3割を超え、『職場や学校』の割合が最も高くなっています。



⑩ 配偶者・恋人などからの暴力を受けた経験

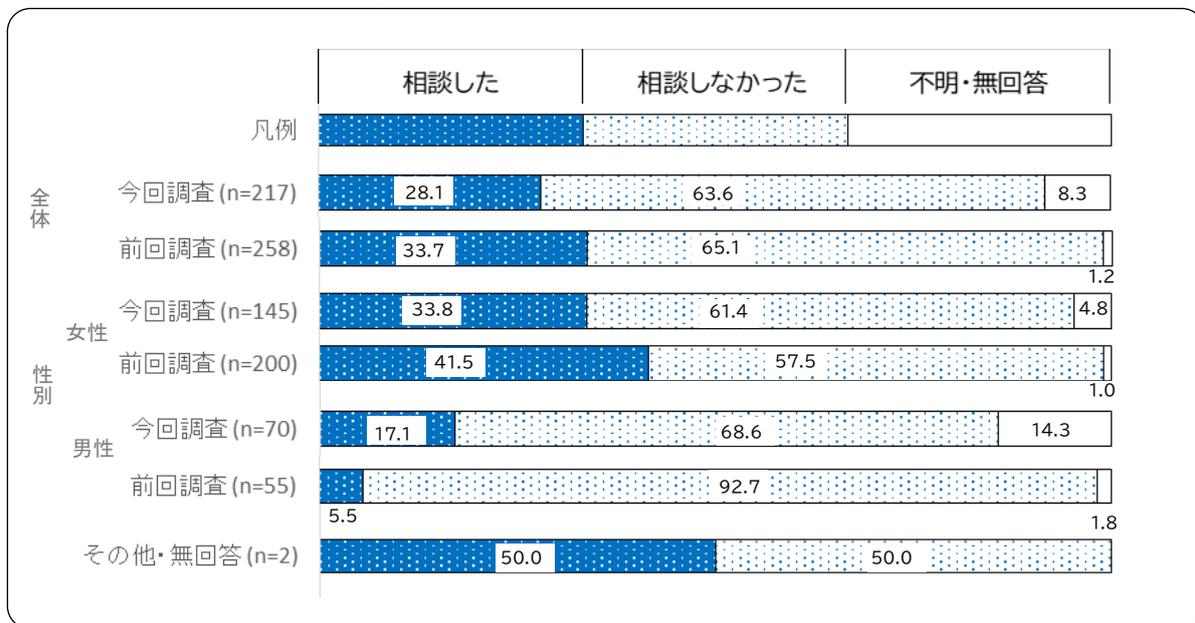
DVを受けたことのある人の割合は全体の 20.9%※4 となっています。配偶者や恋人などのパートナーからされた行為については、男女ともに『大声で怒鳴られた』が最も高く、女性 16.6%、男性 8.7%となっています。また、前回と比べ『受けたことはない』が女性では 6.4%増加している一方、男性は 5.5%減少しています。



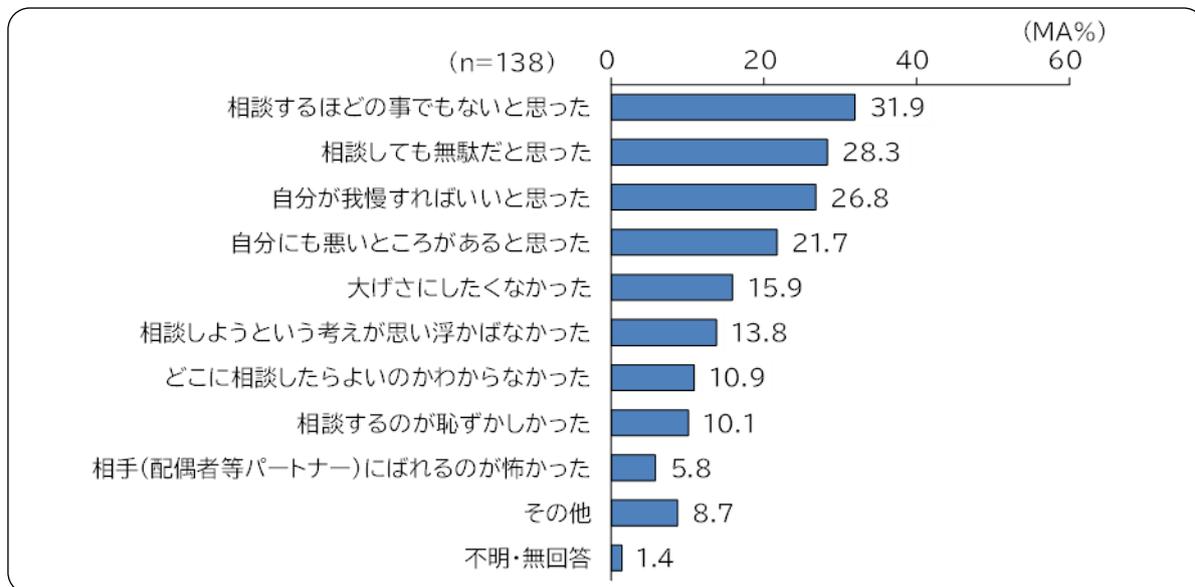
⑪ 配偶者・恋人などからの暴力を受けた際の相談状況・相談しなかった理由

配偶者や恋人などのパートナーからされた行為について相談しなかった人の割合は女性 57.5%、男性 92.7%だった前回調査と比較すると、女性 61.4%、男性 68.6%と、男性の誰にも相談しなかった人の割合が24ポイント以上減少しています。また、相談しなかった理由は『相談するほどの事でもないと思った』、『相談しても無駄だと思った』が上位2項目にあげられています。

・ 配偶者・恋人などからの暴力を受けた際の相談状況

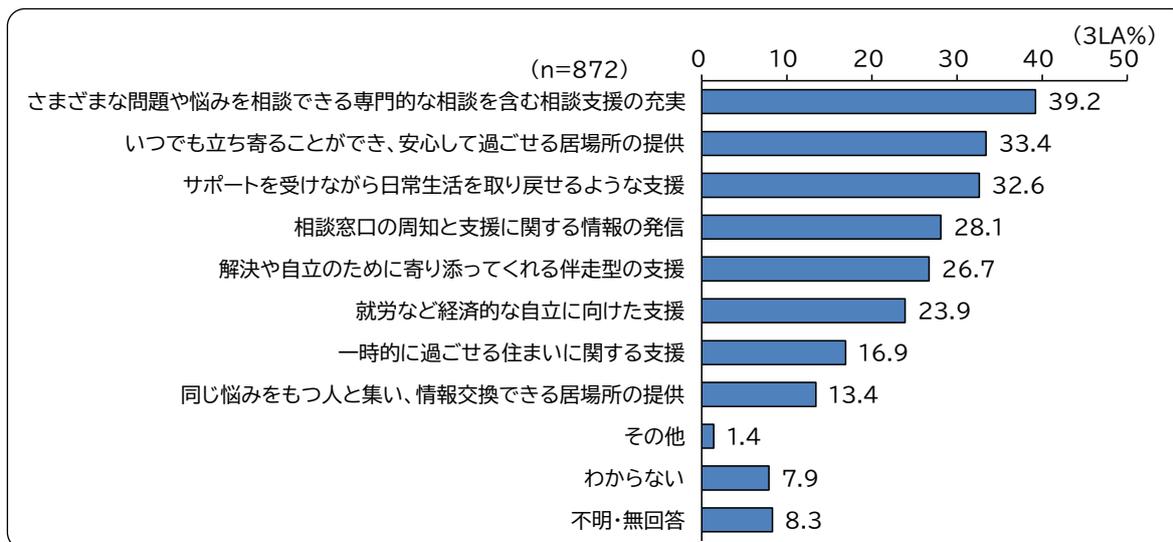


・ 配偶者・恋人などからの暴力を受けた際に相談しなかった理由



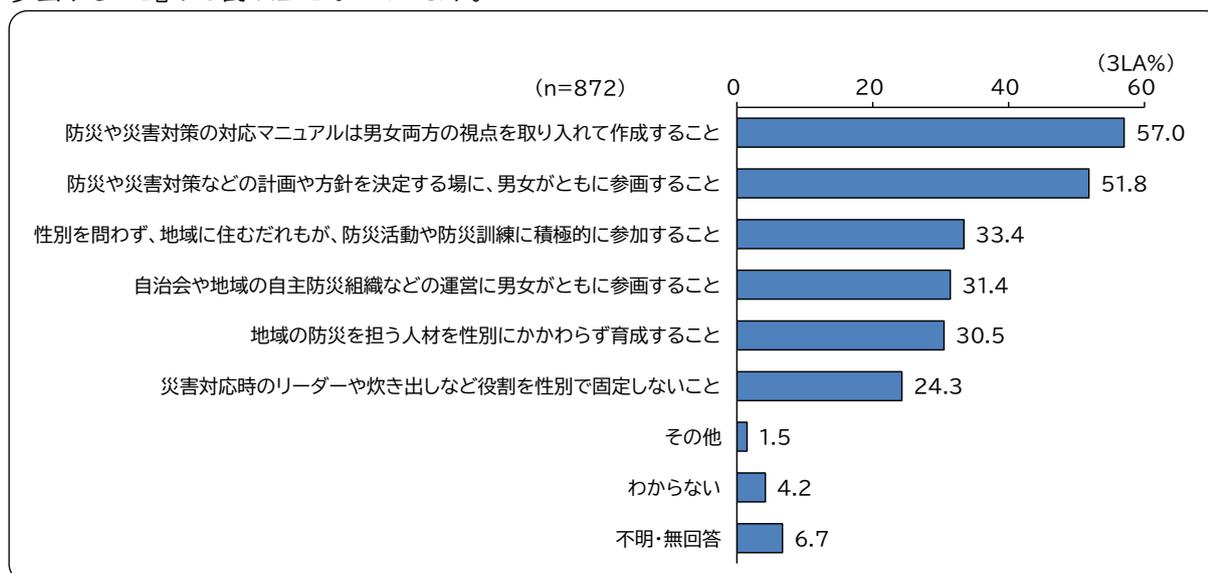
⑫ 性暴力等の解決に向けてあればよいと思う支援

『さまざまな問題や悩みを相談できる専門的な相談支援の充実』、『いつでも立ち寄ることができ、安心して過ごせる居場所の提供』、『サポートを受けながら日常生活を取り戻せるような支援』が3割以上となっています。



⑬ 防災分野における男女共同参画を進めるために必要だと思う取組

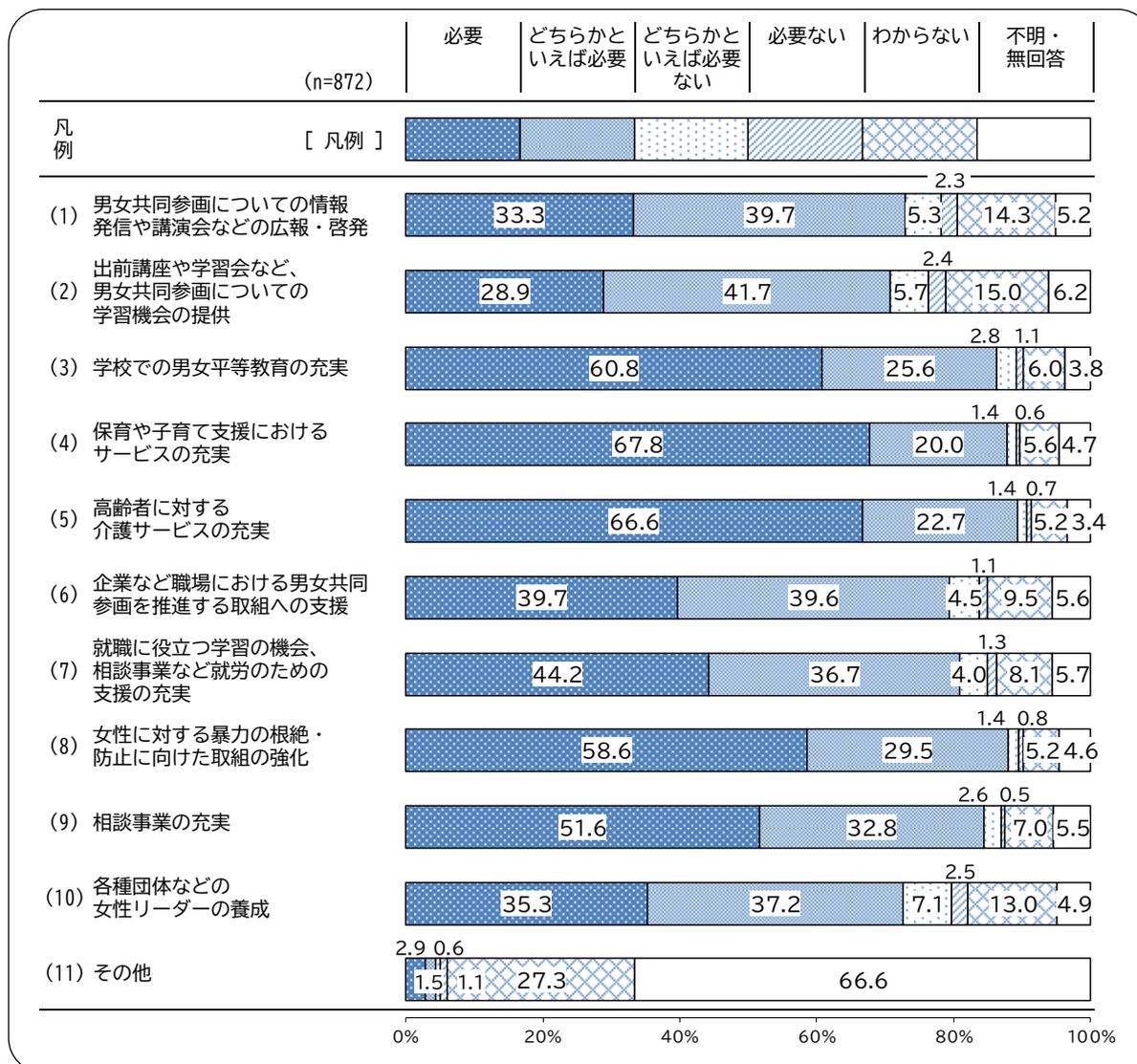
防災分野における男女共同参画を進めるために必要だと思う取組は、『防災や災害対策の対応マニュアルは男女両方の視点を取り入れて作成すること』、『防災や災害対策などの計画や方針を決定する場に、男女がともに参画すること』が5割以上となっています。



⑭ 高知市の男女共同参画の取組

今後必要な高知市の取組については、『保育や子育て支援におけるサービスの充実』(67.8%)は『必要』の割合が最も高く、次いで『高齢者に対する介護サービスの充実』が66.6%と育児・介護サービスの充実が求められています。

また、ここであげた全ての男女共同参画施策について、6割以上が必要(必要+どちらかといえば必要)と回答しています。



(2) 今後の課題

2011高知市総合計画(後期基本計画)には、「男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず対等な構成員として社会のさまざまな活動に参画し、その個性と能力を十分に発揮している」まちが理想の姿として描かれています。

一方、全国的に進行する高齢化、少子化による人口減少といった社会状況の変化とともに、地方においては若者や女性が地方を離れる動きが加速しています。こういった課題に対応し、地域が持続的に発展していくためには、互いの多様性を尊重し合い、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮し、生きがいを感じられることが極めて重要になってきています。また、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等、複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題とされ、2024年(令和6年)4月に「困難女性支援法」が施行されており、そうした観点からも、「男女共同参画」を進めていく必要があります。

また、2015年(平成27年)9月に、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、その前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことを謳(うた)い、さらにSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の17のゴール(目標)の一つに「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げています。ジェンダー平等は、アジェンダの実施にあたり、死活的に重要なものと位置付けられており、本市がめざす都市像とも密接に関連しています。

本市において男女共同参画に係る取組を推進することは、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、国連の持続可能な開発目標(SDGs)における「ジェンダー平等の達成」を含む関連目標の実現にも資するものです。

第2章 計画の基本的な考え方

1 めざす将来像

「プラン2026」でめざす将来像は「誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等社会の実現」とします。

これは「誰もが社会の対等な一員として互いに尊重し合いながら、ともに社会に参画し、喜びも責任も分かち合う社会、ひいては市民の誰もが真に豊かで幸福な人生を送ることができる社会の実現」をめざすものです。

これまでの男女共同参画社会の実現を早期に達成できるよう取組を強化するとともに、さらなる一歩として多様な性の存在を認め、一人ひとりの多様な生き方や考え方を認め合い、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取組を進めていきます。

なお、この目標は、SDGsが掲げる目標とも軌を一にするものです。

2 基本理念

「プラン2026」は、条例第11条に定める男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な推進計画として、条例第3条に定める7つの基本理念に基づき推進していきます。

条例の基本理念(第3条から要約)

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会制度・慣行が及ぼす男女の社会活動の選択に対する影響への配慮
- 3 施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動と職場や地域等における活動の両立
- 5 男女の性と生殖についての相互理解・尊重と生涯にわたる健康生活の維持
- 6 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向への留意及び協調
- 7 市民一人ひとりの主体的な取組

3 「プラン2026」の計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) この計画は、条例に基づき設置した「高知市男女共同参画推進委員会」(以下「推進委員会」という。)の意見等を取入れ、男女共同参画社会の実現に向けた課題を整理し、市、市民、事業者及び市民団体等の職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野における目標や指針となることをめざします。
- (3) この計画は、国の「第6次男女共同参画基本計画」や県の「こうち男女共同参画プラン」など、国や県の動向を勘案して策定・推進します。
- (4) この計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけられます。
- (5) この計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけられます。
- (6) この計画の一部は、「困難女性支援法」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけられます。

4 計画の期間

「プラン2026」の計画期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和 12 年度）までの5年間とします。

なお、計画の内容については社会情勢の変化や計画の進捗状況、国や県の動向等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

第3章 計画の内容

体系図

めざす将来像		基本目標	取組の方向性
誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等社会の実現	1	多様性を尊重し、誰もが平等に参画できる社会をつくりましょう	(ア) 多様な性の尊重
			(イ) 固定的な性別役割分担意識の解消
			(ウ) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大
			(エ) 地域活動・防災分野における女性の参画の促進
	2	誰もが能力を発揮し、いきいきと活躍できる社会をつくりましょう(※1)	(ア) 女性活躍の推進
			(イ) ワーク・ライフ・バランスの推進
			(ウ) 育児・介護における多様なニーズに対応した支援
			(エ) あらゆるライフステージにおける心と体の健康支援
	3	ジェンダーに基づく生きづらさが解消された社会をつくりましょう(※2)	(ア) DV、性犯罪・性暴力等を根絶するための啓発の充実
			(イ) 困難な問題を抱える女性や、DV、性犯罪・性暴力の被害者等への支援
			(ウ) ジェンダーに基づくハラスメントの防止

(※1)「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画として位置づける

(※2)「DV防止法」及び「困難女性支援法」に定める市町村基本計画として位置づける

基本目標1 多様性を尊重し、誰もが平等に参画できる社会をつくりましょう

<現状と課題>

「誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等社会」の実現のためには、一人ひとりが性別などにかかわらず互いに人権を尊重するという認識を持って、男女共同参画や性的指向・性自認の多様性への理解を深め、多様性を尊重することが重要です。

男女共同参画について、本市では、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において、一人ひとりの個性や多様性を認め、それぞれの意思に基づく参画の機会が保障される社会の実現のために、男女共同参画の広報・啓発や、政策・方針決定過程における女性の参画拡大の取組を実施してきました。

しかしながら、市の意識調査によると、社会全体において男女が「平等である」と回答した人の割合は、男性が24.0%、女性が9.8%、全体でも15.6%にとどまっており、依然として平等ではないと感じている人が多く、かつ、男性に比べ女性の「不平等感」が大きいのが現状です。

場面毎にみても、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「地域活動の場」においては、「平等」の回答が最も多くなっているものの、「政治の場」、「法律や制度」、「慣習やしきたり」、「社会全体」においては、「男性の方が優遇されている」と感じる人が多くなっています。「政治の場」や「慣習やしきたり」等において、男女共同参画が進まない背景には、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、その影響による価値観や慣習が、社会生活において、自らの意思に基づき生きることを難しくしている状況があると考えられます。

このような意識等は女性と男性のいずれにも存在し、家事・育児・介護の負担が女性に偏ることや男女間の賃金格差に影響を与えているだけでなく、男性においても「主たる稼ぎ手は男性である」等の固定的な性別役割分担意識から、心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしているという側面もあります。

また、こうした状況は、若者や女性が地方を離れる動きが加速している要因の一つとされており、若者や女性に選ばれる地域づくりという観点からも、固定的な性別役割分担意識の解消を進めていく必要があります。

性的指向・性自認について、本市では、2020年（令和2年）11月、性的指向・性自認を理由とするあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを実現するため、「高知市にじいろのまち宣言」を行い、多様な性の尊重について、パートナーシップ登録制度等の取組を行ってきました。

今後、より一層、多様な性の尊重についての理解促進とともに、さまざまな分野における男女共同参画の取組を進めていく必要があります。

●啓発

本市では、「高知市男女共同参画の日」（8月1日）や「プライド月間」（6月）にあわせ、関係機関と積極的に連携しながら広報・啓発活動を進めてきました。今後も、学習機会の拡充や様々なツールの活用等により、「ジェンダー平等」の意義と重要性や「多様な性のあり方」について知る機会を提供していくことが必要です。

さらに、「多様な性の尊重」については、働く場での理解促進も重要であるため、企業への周知啓発にも取り組んでいく必要があります。

●教育

教育・学習の果たす役割は大きく、次代を担う子どもたちが、男女共同参画の重要性を正しく理解し、実践できる大人に育っていくよう、長期的な視点に立って、社会全体で教育・啓発に努めていくことが必要です。

また、「ジェンダー平等社会」の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識によらず、一人ひとりが主体的に生き方を選択する能力を養うためには、その発達段階に応じた男女平等教育が適切に実施されることも重要です。

子どもたちが、性について正しく理解し、多様な性のあり方を尊重することができるよう、包括的な性教育及び啓発の推進、相談体制の整備、教職員・保育士等への研修等を充実させていくことが求められています。

●政策・方針決定過程への女性の参画拡大

市の意識調査結果によると、意思決定の場に女性が参画することについて、男女ともに9割以上の人が「必要」または「どちらかと言えば必要」と回答しています。しかしながら、政策・方針決定過程で重要な役割を持つ審議会等において、女性委員の占める割合が31.8%に留まっています。

少子高齢化・人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、多様性が尊重される社会の実現のために不可欠で、誰もが暮らしやすい社会の実現につながるものであり、極めて重要です。

そのために、政治の場を含めたさまざまな分野での女性リーダーの育成や、政策・方針決定過程へ女性が参画を進めるとともに、その重要性・意義を含めて広く情報提供・啓発活動を行うことが求められています。

●地域活動・防災分野における女性の参画の促進

市民と行政が協働して地域の課題を解決し、安全・安心で住みやすい地域を築いていくためには、誰もが主体的に地域づくりに参画できる環境が必要です。

地域のコミュニティでは、町内会・PTA・ボランティア活動などを通じて、多くの女性が活動しているにもかかわらず、会長職をはじめとした役職の多くは男性が占めている状況にあります。女性リーダーの存在は、意思決定の場における多様性が確保されることや、他の女性にとってのロールモデルとなり、多様な住民の地域活動への参画にもつながります。これからは、そうした地域活動の場面においても、リーダーとしての女性の参画・活躍の後押しをするための取組が必要です。

防災の面では、能登半島地震等を踏まえ、今後の災害対応に男女共同参画の視点を導入するため、防災だけでなく復興に関する意思決定の場への女性の参画や避難所における男女共同参画の取組等が求められています。

また、非常時においては、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性の家事・育児・介護等の負担の増大やDV等の被害深刻化が懸念されることから、平常時から男女によるニーズの違いに配慮した取組を進めることも求められます。

<取組の方向性>

(ア) 多様な性の尊重

- ① 市民に向けて「多様な性の尊重」についての広報・啓発を行います。
- ② 児童生徒が「多様な性の尊重」について学ぶことのできる機会を提供します。
- ③ 企業における「多様な性の尊重」の理解促進に努めます。

(イ) 固定的な性別役割分担意識の解消

- ① 市民に向けて固定的な性別役割分担意識等を解消するための広報・啓発を行います。
- ② 児童生徒の発達段階に応じた男女平等、男女共同参画についての教育を行います。
- ③ 家庭・職場・学校・地域で、ジェンダー平等の学習会・研修会等を実施します。
- ④ 市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する実態把握を行います。
- ⑤ こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、積極的な情報提供、啓発活動を実施します。

(ウ) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

- ① 積極的に女性の登用を促すよう、庁内外に働きかけをしていきます。
- ② こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、女性リーダー養成におけた講座・研修会を実施します。

(エ) 地域活動・防災分野における女性の参画の促進

- ① 男女を問わず、幅広い世代の市民の参画により、地域活動等の活性化を支援します。
- ② こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域活動や防災活動に関する女性リーダーを育成するための講座等を開催します。
- ③ 女性の視点による防災・復興の取組を推進します。

<指 標>

指標	指標の説明	実績	目標(R12)
社会全体で男女の地位が「平等」と回答した人の割合	男女共同参画に関する市民の意識調査において「社会全体」の項目で「男女の地位が平等になっている」と回答した市民の割合	15.6% (R6年度)	25.0%
「SOGI(性的指向・性自認)」の認知度	市民の意識調査において「SOGI(性的指向・性自認)」を「よく知っている」「ある程度は知っている」と回答した市民の割合	19.3% (R5年度)	29.0%
市の審議会等で女性委員がない審議会数	女性委員がない審議会等の数	12会 (R6年度)	0会

基本目標2 誰もが能力を発揮し、いきいきと活躍できる社会をつくりましょう

「女性活躍推進法」の市町村推進計画

<現状と課題>

誰もがあらゆる場で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できるジェンダー平等社会の実現のためには、一人ひとりのライフステージに応じた多様な働き方や社会参画のあり方が選択できる環境を整備することが重要です。

そういった環境の整備のためには、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進、生涯にわたる男女の健康の包括的支援により、多様な幸せ（well-being）を高める取組が必要であり、若者や女性が地方を離れる動きが加速化する中、若者や女性に選ばれる地域づくりという観点からも、こういった取組の必要性が高まっています。

●女性活躍の推進

望ましい女性の働き方について、市の意識調査でみると、「結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が63.4%と最も多くなっています。

「女性活躍推進法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」等の改正等、働く場に関する法や制度の整備は進んでいるものの、男女の賃金格差や、ハラスメント等は、依然として存在しています。

男女の待遇の均等が達成されるよう、企業の理解と協力を得ながら、雇用環境改善、女性の能力開発やキャリア形成支援の取組を引き続き推進していく必要があります。また、一旦離職した方のための再就職や、女性の経済的自立を後押しする取組も求められています。

●仕事と家庭の調和

家庭における役割分担について、市の意識調査でみると、45.1%が「共同で家計を支え、共同で家事・育児・介護を行うのが理想」と回答しています。一方で、実際は、いずれの家庭の役割についても、「主に女性」との回答割合が高くなっています。

本市は、全国と比較し、結婚・出産後も働き続ける女性が多く、共働き率が高い傾向があり、女性は仕事をしながら、家庭の負担の多くを担わざるを得ない状況があると考えられます。

こうした状況は、女性のキャリア形成を妨げる要因となっており、育児や介護を理由とした離職にもつながっていることから、育児・介護サービスの充実を図ることで、共働き世帯を支援することが重要です。

育児・家事・介護等への男性の主体的な参加を困難にしている要因の一つとして、女性と比較し、残業をしながらフルタイムで働く男性の割合が高いことがあげられます。男性の積極的な育児・家事・介護等への参画を促進していくために、ワーク・ライフ・バランス推進について、企業の理解を得ながら、取組を進める必要があります。

とりわけ、市の男性職員はそのロールモデルとなるよう率先して育児休業等の取得率の向上をめざしていくことが求められています。

●生涯にわたる男女の健康支援

すべての人が自らの理想とする生き方を選択し、仕事も含め、生きがいのある生活を送るためには、一人ひとりが男女の身体的性差等を含め、性や健康に関して正しい知識・情報を持ってそれぞれのライフステージに応じて心身の健康を維持し、向上させていくことが重要です。それに向けて、社会全体で生涯を通じた自己の健康管理や男女の身体的性差への理解の重要性を共有するとともに、性差やライフステージに応じた健康増進への取組や支援を進めていく必要があります。

そのため、女性については、子宮頸がん・乳がん検診のさらなる受診率向上に向けた取組や、女性の健康にとっての大きな節目である妊娠・出産から安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠から子育てにわたる切れ目のない支援体制が求められています。

男性については、市民の主要死因である、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の予防や、早期発見・早期治療に繋げるためにも、若年成人期から定期的に健診を受けることを習慣づけ、自身の健康状態を把握することが重要です。また、根強い固定的な性別役割分担意識等から孤立のリスクを抱える恐れもあることを踏まえ、包括的な観点から健康の増進を支援する必要性が高まっています。

さらに、性別を問わず、若年期から性や健康に関しての正しい知識・情報を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)を行う取組も求められています。

<取組の方向性>

(ア) 女性活躍の推進

- ① 職業能力の開発のための講座や、再就職のための支援を行います。
- ② ひとり親家庭の相談及び就業による自立を支援します。
- ③ 市の女性職員の職域拡大を推進します。

(イ) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 男性の家事・育児・介護への参画を促進・支援します。
- ② 市の男性職員の育児休業等の取得率の向上に取り組む等、共働き・共育てを推進します。
- ③ ワーク・ライフ・バランスの必要性についての啓発等、働きやすい職場環境づくりを支援します。

(ウ) 育児・介護における多様なニーズに対応した支援

- ① 男性も女性も子育てをしながら、仕事との両立を図ることができるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ② 子育て支援体制の充実を図ります。
- ③ 介護をとりまく環境整備を支援します。

(エ) あらゆるライフステージにおける心と体の健康支援

- ① さまざまな世代やライフスタイルに応じた健康づくりのための支援を行います。
- ② 男女ともに健康を保持・増進することができるよう、支援活動を行います。
- ③ こころの健康づくりについて普及・啓発を行います。
- ④ 心身の発育・発達と性に関する教育を行います。
- ⑤ 女性特有のがん検診受診率向上に向けた取組を行います。
- ⑥ 妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援を行います。

<指 標>

指標	指標の説明	実績	目標(R12)
「性別に関係なく、能力を発揮できている」と感じている市民の割合	市民の意識調査において「性別に関係なく、能力を発揮できる環境になっているか」の質問に「そう思う」「ある程度思う」と回答した市民の割合	29.5% (R6年度)	47.3%
高知市内のえるぼし認定企業数	高知市に所在地がある企業で「えるぼし認定」を受けている企業数	12社 (R7年8月)	20社

基本目標3 ジェンダーに基づく生きづらさが解消された社会をつくりましょう

「DV防止法」の市町村基本計画

「困難女性支援法」の市町村基本計画

<現状と課題>

固定的な性別役割分担意識や慣行・慣習等を背景とした性差による偏見は、個人の選択肢や行動を制約し、個人の生きづらさを生み出す要因となります。

とりわけ、DV、児童虐待、性暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどは、いずれも重大な人権侵害であり、すべての市民にとって自らが威厳をもって自らの人生を生きていく上での大きな障害となります。

市の意識調査によると、DV被害の経験がある市民は、前回調査（25.2%）と比較すると減少しているものの、20.9%という状況で、女性が6割以上を占めています。

女性はDV被害等の他にも、母子家庭の経済的困窮や予期せぬ妊娠等、女性であることにより複合的に困難な問題に直面しやすいという現状があります。加えて、高齢者、障害があること、外国人であること等を理由に社会的な困難を抱えている場合、社会における男女の格差、固定的な性別役割分担意識や慣行・慣習を背景とした性差による偏見も相まって、さらに複合的に生活上の困難を抱えることがあります。

困難な問題を社会課題として捉え、困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援を行うことにより、困難な問題を抱える女性が、安心して、かつ、自立して暮らせる社会を実現する必要があります。

また、本市は全国と比較して、離婚件数が多いことや、高知県における人口妊娠中絶率が高いという状況です。こうした状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対する本市における支援体制を強化することは、支援の充実した他自治体への女性の人口流出を防ぐという観点からも重要性が高まっています。

なお、ジェンダー平等の観点からは、女性だけでなく、固定的な性別役割意識等による男性の生きづらさにも留意が必要です。

●啓発・教育

本市では、DV、虐待、性暴力、ハラスメント等をなくすため、日ごろから互いの人権を尊重しあう意識の醸成を図る人権啓発を行ってきました。DVについては、外部から発見が難しいことから、潜在化しやすく、被害が深刻化する傾向があります。被害者自身がDVであると気づいていないこともあるため、人権啓発に加え、DVに対する正しい理解の促進と普及啓発が必要です。

DVを生みださないためには、若年層からの予防啓発が重要であり、学校等でいのちを大切に教育や、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進するとともに、SNS等に起因する犯罪被害を含む危険や「デートDV」等に関する一層の教育・啓発活動の充実が求められています。

また、若い世代から性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、予期せぬ妊娠や性感染症の予防、性暴力において加害者・被害者にならないという視点も含めた包括的な性教育の推進が必要です。

●DV 被害者等への相談・支援

市の意識調査によると、DV被害を受けながら相談しなかった人の割合は 63.6%と高い水準にあり、DVに関する相談先の周知は十分といえません。特に、DV被害を相談したと回答した男性の割合は女性の半数程度となっています。

こうした状況を踏まえ、DV被害等の相談については、性別を問わず被害者となり得ることを十分に認識し、誰もが相談しやすい体制や、幅広く専門性の高い相談にも対応できるような体制を整えるとともに、相談窓口について広く周知する必要があります。

また、事案が起こった場合には、関係機関と連携し、被害者及び同伴者の安全確保を行い、安心して安全な生活を送るために必要な支援が提供できるよう、相談・支援体制を強化していくことが求められています。

●困難な問題を抱える女性への相談・支援

困難な問題を抱える女性は、本人が相談の必要性を認識できていないケースや自ら支援を求めることができないケースも多く、アウトリーチ等により支援対象者を早期に把握し、問題が深刻化する前に相談・支援につなげることが重要です。

相談窓口等においては、丁寧なソーシャルワークを行い、支援対象者に寄り添い、本人が意思決定できるよう支援するとともに、本人の意向を可能な限り尊重しながら、関係機関等と連携して、包括的かつ切れ目のない伴走型の支援を行う必要があります。

また、支援対象者が抱えている課題は、各機関の相談状況からも分かるように暴力のみに留まらず、多様化、複合化、複雑化していることから、専門的かつ中長期的な支援が求められています。

<取組の方向性>

(ア) DV、性犯罪・性暴力等を根絶するための啓発の充実

- ① 人権尊重の意識を高めるよう、関係機関と連携し、予防啓発を行います。
- ② 若年層を対象としたDV防止等の啓発を強化していきます。
- ③ 心身の発育・発達と性に関する教育を行います。(再掲)

(イ) 困難な問題を抱える女性や、DV、性犯罪・性暴力の被害者等への支援

- ① 相談窓口の周知を図ります。
- ② 専門の相談支援員を配置する等、相談支援体制を強化していきます。
- ③ 相談支援に従事する職員の知識やスキルの向上を図ります。
- ④ 困難な問題を抱える女性の早期把握のため、支援対象者と接する可能性の高い職員等への啓発を行います。
- ⑤ 支援調整会議等により庁内や関係機関との連携を強化し、DV等暴力の被害者や困難な問題を抱える女性が安心して相談、支援を受けられる体制を充実していきます。
- ⑥ 就労や住宅の確保の支援など、自立に向けた支援を実施します。

(ウ) ジェンダーに基づくハラスメントの防止

- ① ハラスメントを正しく理解するための広報・啓発を行います。
- ② 相談窓口の周知を含めた相談体制を充実させます。
- ③ 市職員等を対象とした各種ハラスメント研修を実施します。

<指 標>

指標	指標の説明	実績	目標(R12)
DVについて誰(どこ)にも相談しなかった人の割合	男女共同参画に関する市民の意識調査において「DVを受けたことがある」と回答し、「誰かに打ち明けたり相談しましたか」との質問に「相談しなかった」と回答した市民の割合	63.6% (R6年度)	30.0%
性暴力や様々な悩み等に関する高知市相談窓口の認知度	男女共同参画に関する市民の意識調査において「性暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口として知っているものはありますか」との質問に「高知市役所」と回答した市民の割合	30.0% (R6年度)	48.0%

第4章 計画の推進

1 市民・事業者・市民団体・行政の協力と連携

行政と市民・事業者・市民団体が相互に連携して男女共同参画の推進に努めます。

2 庁内推進体制の充実等

男女共同参画行政を全庁的に推進するため、「高知市男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局が連携・協力して各施策を実施します。また、「プラン2026」における具体的な取組の実施状況や事業効果についての検証を行い、改善を図ります。

3 高知市男女共同参画推進委員会

市は、「プラン2026」の各施策の実施状況について報告書を作成し、この報告に対して条例第23条の規定に基づき設置された「高知市男女共同参画推進委員会」の評価を受けます。

4 計画の進行管理

「プラン2026」の効果的な推進と進行管理のために、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、取組の継続的な改善と推進を実施します。

5 男女共同参画拠点施設こうち男女共同参画センター「ソーレ」における事業展開

県市合同で設置しているこうち男女共同参画センター「ソーレ」において、そのノウハウや経験を活かした事業を展開します。

6 職員一人ひとりによる男女共同参画の実践

男女共同参画推進本部の「幹事会」「部局推進員会」において、より実践的な取組を実施するとともに、職員研修等の実施により、職員一人ひとりの意識の高揚を図ります。

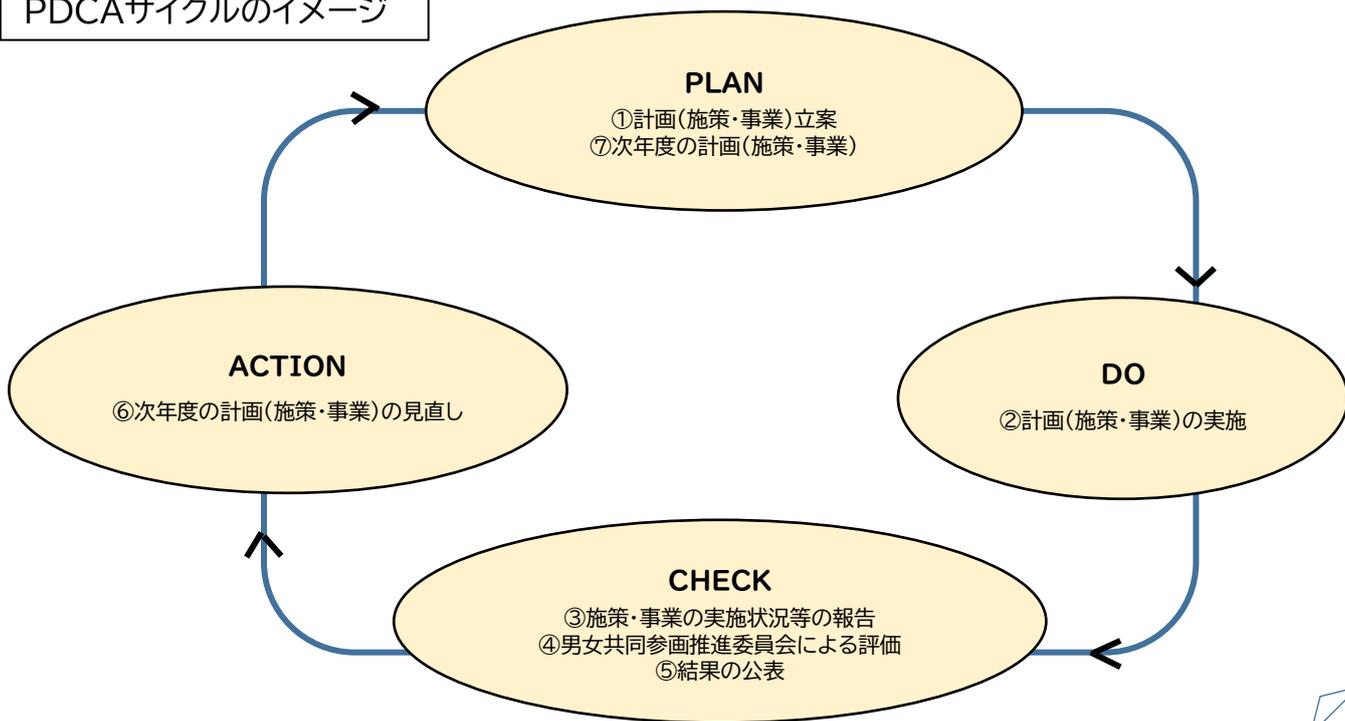
7 男女共同参画に関する調査及び情報提供の実施

市民意識調査を定期的の実施し、市民の意識やニーズ等の把握に努め、今後の施策に活かしていきます。広報紙など、さまざまなメディアを利用した情報提供に努めます。

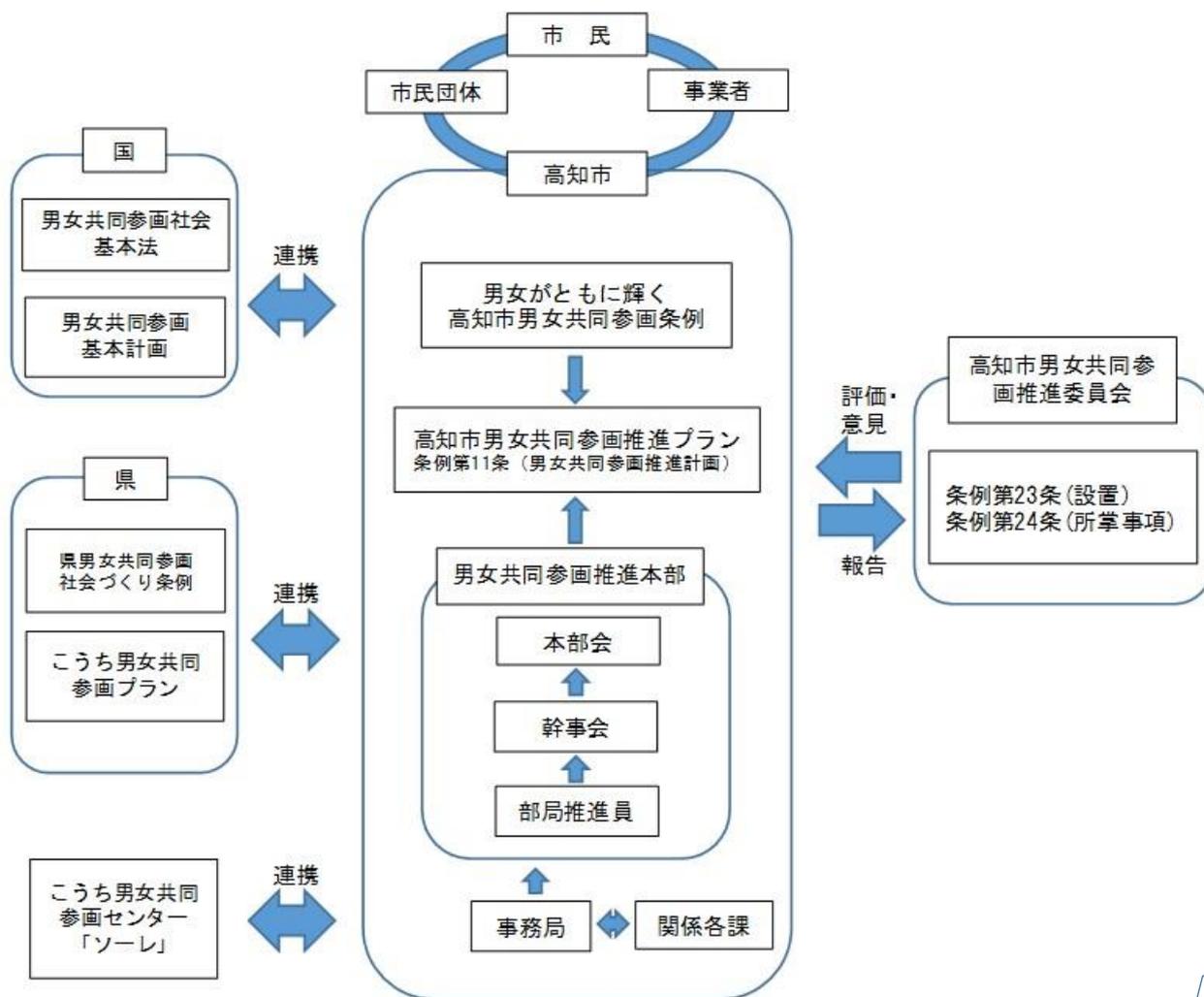
8 国・県・関係機関等との連携

国・県・関係機関等との連携を図り、「プラン 2026」を効果的に推進します。

PDCAサイクルのイメージ



男女共同参画推進プラン 2026 推進体制



資料編

これだけは知っておこう！用語解説

アウトリーチ

直訳すると「外へ手を伸ばす」という意味で、福祉の分野では、支援が必要な人に支援機関側から能動的にアプローチする活動のこと。

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

日本語で「無意識の思い込み」などと表現され、誰もが持っているもの。これまでの経験や見聞きしてきたことなどから生み出されるもの。

well-being（ウェルビーイング）

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

SDGs（エスディーゼーズ）

： Sustainable Development Goals

持続可能な開発目標の略。2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標で、17のゴール(目標)と、それを実現するための169のターゲット(達成目標)で構成されている。地球上の「誰一人取り残さない」と誓い、包摂的な社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされている。

えるぼし認定

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主が受けることができるもの。

女性のエンパワメント

女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。

高知市男女共同参画推進委員会

高知市における男女共同参画を推進するため、条例に基づき設置。推進計画の策定、男女共同参画の推進に関する重要な事項についての調査・審議を行い、市の施策について評価を行う組織。

高知市男女共同参画の日

1983年(昭和58年)8月1日に当時の自治活動に初めて婦人(女性)担当が設置されたことから、8月1日を「高知市男女共同参画の日」と定めている。

高知市にじいろのまち宣言

2020年(令和2年)11月24日に多様な性のあり方への理解を深めることにより、誰もがお互いを認め、尊重し合いながら、自分らしく安心して暮らせるまちをめざす「高知市にじいろのまち宣言」を行った。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、「女性と男性の自立」と「女性の地位向上」を目的とした多彩な事業を展開するため、高知県、高知市が合同で設置。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(困難女性支援法)

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な状態に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会を実現することを目的とし、2024年(令和6年)に施行した法律。

次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対応して、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を形成することを目的とし、2005年（平成17年）に施行した法律。この法律に基づき、国、地方公共団体、企業は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる社会を実現することを目的とし、2015年（平成27年）に成立した法律。

ジェンダー

生まれつきの生物学的な性に対し、社会通念や慣習などに基づき、社会的・文化的に形成された性別。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とし、2018年（平成30年）に施行した法律。

SOGI（ソジ）

「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の頭文字をとった総称で、全ての人のセクシュアリティ（性のあり方）に関わる LGBT よりも広い概念。性的指向や性自認（SOGI）は、全ての人が共通して持っている属性であり、一人ひとり異なる性のありようがあるという考え方に基づいている。

男女がともに輝く高知市男女共同参画条例

2005年（平成17年）4月に高知市の男女共同参画の取組の経緯や現状認識、基本理念、市・市民・事業者・市民団体の責務を明らかにした条例を制定した。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、1999年（平成11年）に施行した法律。

男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために、政府が定めなければならないとされている。また、市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、そのうち、恋人間で起こる暴力を「デートDV」と呼ぶ。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とし、2001年（平成13年）に施行した法律。

ハラスメント

相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせる嫌がらせやいじめのこと。現在は、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）、SOGI・ハラスメント（ソジハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）、カスタマー・ハラスメント（カスハラ）など、個人の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりするなど、さまざまなハラスメントが問題となっている。

パートナーシップ登録制度

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合う関係にある二人が、その関係性（パートナーシップ）を市に登録することができる制度。高知市では、令和3年2月に「高知市パートナーシップ登録制度」の導入を行っている。

プライド月間

毎年6月に世界各地でLGBTQの権利を啓発するための活動が行われる期間。1969年6月にアメリカ、ニューヨークで、LGBTQがよく集まる場所への警察の不当な踏み込み捜査から起きた暴動「ストーンウォール事件」で、偏見・差別を受け続けてきたLGBTQが初めて警察に抵抗したことをきっかけに権利獲得の象徴として6月はプライド月間と呼ばれている。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

ライフステージ

人生を様々な時期（出生から学生時代、就職、結婚、出産、子育て、退職、老年期など）に区分する言葉であり、それぞれの時期で生活環境が大きく変化する。

ライフデザイン

将来のライフイベント（進学、就職、結婚・育児、住宅の確保、資産の形成、老後など）について、自分の価値観に基づいた選択ができるように、自分の考え方や見通しを整理することで、自分にとって納得できる生き方を見つける方法のこと。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日
効力発生 1981年9月3日
日 本 1985年7月25日効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的な人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別も

なく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類の（正規であるか否かを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が

存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に公平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検

討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

高知県男女共同参画社会づくり条例 (高知県条例第 60 号)

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 基本的な取組(第7条-第17条)

第3章 性別による人権侵害の禁止等(第18条-第20条)

第4章 苦情等の申出の処理(第21条)

第5章 こうち男女共同参画会議(第22条-第27条)

第6章 雑則(第28条)

附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一步一步前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。

(3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。

(5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画を推進する取組(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に実施する責務を有します。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。

3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動を両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するこうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第 11 条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第 12 条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第 13 条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第 14 条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第 15 条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第 16 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第 17 条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進捗状況公表します。

第3章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第 18 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第 19 条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 20 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

第 21 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業

についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 苦情調整委員は、第 25 条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第 22 条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置きます。

(任務)

第 23 条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第 24 条 参画会議は、委員 15 人以内で組織します。

(委員)

第 25 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する者

(2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第 26 条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第 27 条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

3 部会の委員は、会長が指名します。

第6章 雑則

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則(略)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年4月1日から施行する。ただし、第4章及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

男女がともに輝く高知市男女共同参画条例

(平成17年4月1日条例第78号)

- 第1章 総則(第1条-第8条)
 - 第2章 性別による権利侵害の禁止等(第9条・第10条)
 - 第3章 基本的施策(第11条-第22条)
 - 第4章 委員会の設置(第23条-第31条)
 - 第5章 意見及び相談への対応(第32条・第33条)
 - 第6章 雑則(第34条)
- 附則

前文

私たちは誰もがかけがえのない一人の人間である。人が生まれ、育ち、老いていく過程において、男女がともにかかわり、支えあって生きること、平和にいきいきと暮らすことは大切なことである。

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定など、男女共同参画社会の実現を目指して取組が進められている。

自由民権運動発祥の地である私たちのまち高知市は、豊かな自然に恵まれ、そのおおらかな風土の中で培われた進取の精神をもって全国に先駆けて女性が自らの参政権を主張するなど、男女ともに、経済的にも精神的にも、自立志向をもって地域社会を形成してきた。また、男女共同参画に関する取組についても、いち早く高知市男女共同参画推進プランを策定し、施策を進めてきた。

しかし、今なお家事、育児、介護をはじめとする様々な場面において、男女の固定的な役割分担意識や慣行が根深く残っており、就業の場においては、女性が個性や能力を十分に発揮できないといった状況も存在している。さらに、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害も社会問題として表面化している。

ここに私たちは、これらの課題を解決し、市民の誰もが真に豊かで幸福な人生を送ることができる社会の実現を目指し、一人の人間として男女が互いに人権を尊重し、市及びすべての市民が協働して男女共同参画社会づくりに取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する措置をいう。
 - (3) 市民 市の区域内(次号において「市内」という。)に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
 - (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
 - (5) 市民団体 主たる構成員が市民又は事業者である営利を目的としない団体をいう。
 - (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等、親密な関係にある、又は親密な関係にあった男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
 - (7) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意に反した性的な言動を行うことにより、当該他の者の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応により当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。
- (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向に留意し、国際的な協調の下に行われること。
- (7) 市民一人一人が主体的に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、組織の整備を行うとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、第1項の施策について、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)並びに国及び他の地方公共団体と相互に協力し、連携して男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、雇用している、又は雇用しようとする男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動と子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を両立させることができるよう、就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における男女共同参画への配慮)

第8条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、それぞれの教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、基本的な推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する高知市男女共同参画推進委員会(同条を除き、以下「推進委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を策定するときは、市民等の意見が反映されるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 前項の報告書は、推進委員会の評価に付するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 市長その他の執行機関は、附属機関その他これに準ずる審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満となることのないよう努めなければならない。

(出資法人に対する男女共同参画の推進)

第14条 市長は、市が出資している法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。)のうち規則で定めるものに対し、男女共同参画の推進に関し、必要に応じて報告を求め、又は適切な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

(教育及び学習の場における男女共同参画の推進)

第15条 市は、学校教育、社会教育その他の教育及び学習の場において、男女共同参画の視点に立った取組が推進されるよう、環境の整備を行うとともに、当該取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者に対する男女共同参画の推進等)

第16条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、情報提供その他の必要な支援に努めなければならない。

2 市は、個人で営む事業にその家族が従事する場合において、その家族が適正な評価を受け、経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会が確保されるよう、情報提供その他の必要な支援に努めなければならない。

3 市は、事業者に対し、男女共同参画に関し、広報及び調査について協力を求め、並びに必要に応じて報告及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第17条 市は、男女が家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立することができるよう、啓発及び情報提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への支援)

第18条 市は、男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(広報活動等の充実)

第19条 市は、市民等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行わなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、男女共同参画の日を設けるものとする。

(調査研究等)

第20条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な調査研究並びに情報の収集及び整理に努めるものとする。

(表彰)

第21条 市長は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に関する活動を積極的に行う者を表彰するとともに、これを公表することができる。

(推進体制)

第22条 市は、市民等の協力の下、男女共同参画の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、こうち男女共同参画センターを核として、男女共同参画の推進に関する施策を実施するとともに、市民等による男女共同参画の推進に関する活動を支援するものとする。

第4章 委員会の設置

(男女共同参画推進委員会の設置)

第23条 本市における男女共同参画を推進するため、高知市男女共同参画推進委員会を置く。

(所掌事項)

第24条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 推進計画の策定又は変更に関する事項及び男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関し、市が実施する施策の取組の状況について、市長に意見を述べること。

(3) 第12条第2項に規定する評価に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が諮問する事項

(組織)

第25条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画推進委員公募選考委員会の設置)

第26条 前条第2項第2号に規定する委員(次条において「市民委員」という。)の公募による選考を公平かつ適正に行うため、高知市男女共同参画推進委員公募選考委員会(以下「公募選考委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第27条 公募選考委員会は、市民委員の公募による選考に係る審査を行うものとする。

(組織)

第28条 公募選考委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び本市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に規定するもののほか、公募選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画推進に関する表彰選考委員会の設置)

第29条 第21条の規定により表彰すべき者(次条において「被表彰者」という。)の選考を公平かつ適正に行うため、高知市男女共同参画推進に関する表彰選考委員会(以下「表彰選考委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第30条 表彰選考委員会は、被表彰者の選考に係る審査を行うものとする。

(組織)

第31条 表彰選考委員会は、委員6人以内をもって組織する。2委員の委嘱又は任命及び任期並びに表彰選考委員会の組織及び運営については、第28条第2項から第5項までの規定を準用する。

第5章 意見及び相談への対応

(意見申出への対応)

第32条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から意見の申出があったときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出及びその対応について推進委員会に報告するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の申出への対応に当たり、推進委員会の意見を聴くことができる。

(相談への対応)

第33条 市長は、性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する権利の侵害に関し、市民等から相談があったときは、関係機関と密接な連携を図り、適切な対応に努めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている高知市男女共同参画推進プランは、第11条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

附 則(平成27年4月1日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画に関する年表				
	世界の動き	国内の動き	高知県の動き	高知市の動き
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年 ○「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	○「婦人問題企画推進本部」設置 ○「婦人問題企画推進会議」設置 ○「総理婦人問題担当室」設置		
1976年 (昭和51年)	○「国連婦人の十年」スタート、1976年から1985年まで		○「婦人問題推進本部」設置	
1977年 (昭和52年)		○「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」策定		
1980年 (昭和54年)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催	○「女子差別撤廃条約」に署名	○「婦人行動計画」策定	
1983年 (昭和58年)				○「高知市婦人問題推進協議会」発足 同協議会に「特別委員会」設置
1984年 (昭和59年)				○「高知市婦人問題推進協議会」発足 同協議会に「特別委員会」設置
1985年 (昭和60年)	○「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61年)		○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(「男女雇用機会均等法」)施行		○婦人問題推進協議会特別委員会から市長に提言「新しい男女共生の社会をめざして」
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定		○「自治活動課」を「市民生活課」に改称し、「婦人係」を設置
1990年 (平成2年)			○「こうち女性プラン」策定	○市民生活課に「女性センター」設置
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」第1次改訂		
1992年 (平成4年)		○「育児休業等に関する法律」(「育児休業法」)の施行 ○婦人問題担当大臣を設置		○「高知市婦人問題推進協議会」を「高知市女性政策推進協議会」に改称
1993年 (平成5年)	○「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(国連総会)	○「パートタイム労働法」施行		○女性政策推進協議会特別委員会から市長に提言「新しい男女共生の社会をめざして(第二次)」
1994年 (平成6年)	○「国際人口・開発会議」(カイロ)開催 ○アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択	○総理府に「男女共同参画室」設置 ○「男女共同参画審議会」設置 ○「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 (平成7年)	○「第4回世界女性会議」(北京)開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児休業法」の改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(「育児・介護休業法」)の成立 ○「ILO156号条約」批准		
1996年 (平成8年)		○「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年 (平成9年)		○「男女雇用機会均等法」改正 ○「育児・介護休業法」改正		
1998年 (平成10年)				○「女性政策課」設置
1999年 (平成11年)		○「男女共同参画社会基本法」施行	○「こうち女性総合センター」供用開始	○県と共同設置した「こうち女性総合センター」供用開始
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催	○「男女共同参画基本計画」閣議決定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行		○「高知市男女共同参画推進プラン」策定
2001年 (平成13年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(「DV防止法」)施行 ○「男女共同参画会議」設置 ○内閣府に「男女共同参画局」設置	○「こうち男女共同参画プラン(前半期実施計画)」策定	
2002年 (平成14年)	○女子差別撤廃条約実施状況報告(第5回)の提出 ○第2回APEC女性問題担当大臣会合(メキシコ)開催		○「生活・社会づくり課」に男女共同参画室設置	○「女性政策課」を「男女共同参画課」に改称 ○「高知市女性政策推進協議会」を「高知市男女共同参画社会推進協議会」に改称
2003年 (平成15年)		○「少子化社会対策基本法」施行 ○「次世代育成支援対策推進法」施行	○「男女共同参画・NPO課」設置 ○「高知県男女共同参画社会づくり条例」制定	○条例制定に向け「(仮称)高知市男女共同社会づくり条例案検討委員会」を立上げ
2004年 (平成16年)		○「DV防止法」改正 ○「子ども・子育て応援プラン」策定 ○「育児・介護休業法」改正	○「こうち男女共同参画会議」設置 ○「こうち女性総合センター」を「こうち男女共同参画センター」に改称 ○「こうち男女共同参画プラン(後半期実施計画)」の見直し	○条例案検討委員会から条例案を市長に提言

男女共同参画に関する年表				
	世界の動き	国内の動き	高知県の動き	高知市の動き
2005年 (平成17年)	○第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催	○「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		○「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」施行 ○「高知市男女共同参画推進委員会」及び「高知市男女共同参画推進本部」設置
2006年 (平成18年)	○第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)開催	○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ○「男女雇用機会均等法」改正		○「高知市男女共同参画推進プラン2006」策定
2007年 (平成19年)		○「DV防止法」改正	○「高知県DV被害者支援計画」策定	
2008年 (平成20年)	○女子差別撤廃条約実施状況報告(第6回)の提出	○「女性の参画加速プログラム」策定	○「女性相談支援センター」新築移転	
2010年 (平成22年)	○第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催	○「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定		○「男女共同参画課」を「人権同和・男女共同参画課」に改称
2011年 (平成23年)	○国連の既存のジェンダー関連4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」発足		○「こうち男女共同参画プラン」改定	○「高知市男女共同参画推進プラン2011」策定
2012年 (平成24年)	○「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		○「第2次高知県DV被害者支援計画」策定	
2013年 (平成25年)		○「DV防止法」改正 ○「ストーカー規制法」改正		
2014年 (平成26年)	○女子差別撤廃条約実施状況(第7回及び第8回)報告書提出 ○自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議案採択		○「高知家の女性しごと応援室」を開設	
2015年 (平成27年)	○「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連サミットで採択 ○「北京+20記念会合」開催 ○UN Women日本事務所開設(アジア地域唯一のリエゾンオフィス)	○「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(「女性活躍推進法」)の成立		
2016年 (平成28年)	○女子差別撤廃条約実施状況(第7回及び第8回)報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解	○「育児・介護休業法」改正 ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「ストーカー規制法」改正	○「こうち男女共同参画プラン」改定	○「高知市男女共同参画推進プラン2016」策定
2017年 (平成29年)			○「第3次高知県DV被害者支援計画」策定	
2018年 (平成30年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		
2019年 (令和元年)		○「女性活躍推進法」改正 ○「DV防止法」改正 ○「育児・介護休業法」改正		
2020年 (令和2年)	○第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」記念ハイレベル会合	○「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定		
2021年 (令和3年)	○女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書提出		○「こうち男女共同参画プラン」改定	○「高知市男女共同参画推進プラン2021」策定
2022年 (令和4年)		○「女性活躍推進法」改正 ○「育児・介護休業法」改正		
2023年 (令和5年)		○「DV防止法」改正 ○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 ○「育児・介護休業法」改正		
2024年 (令和6年)	○「北京+30」に関するアジア太平洋閣僚級会合開催 ○「北京+30」(第69回国連女性の地位委員会)開催	○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(「困難女性支援法」)施行 ○「育児・介護休業法」改正	○「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画」策定	
2025年 (令和7年)	○「北京+30」(第80回国連総会「第4回世界女性会議開催30周年記念ハイレベル会合」)開催	○「女性活躍推進法」改正 ○「男女共同参画基本計画(第6次)」閣議決定(予定) ○「独立行政法人男女共同参画機構法」成立 ○「男女共同参画社会基本法」改正		
2026年 (令和8年)			○「こうち男女共同参画プラン」改定	○「高知市男女共同参画推進プラン2026」策定

高知市男女共同参画推進プラン 2026

発行／高知市 市民協働部 人権同和・男女共同参画課

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号

TEL (088) 823-9449 (課代表)

(088) 823-9913 (男女共同参画担当直通)

FAX (088) 823-9351

E-mail kc-101800@city.kochi.lg.jp